

令和 7 年（2025 年）第 3 回ニセコ町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 7 年 3 月 27 日（木）午後 2 時 5 分から午後 3 時 5 分

2 開催場所 ニセコ町役場 3 階 町民ホール

3 出席委員（12 人）

会長	12 番	荒木	隆志		
会長職務代理者	8 番	大野	智美		
委員	1 番	大田	和広	2 番	佐々木 淳
	3 番	高橋	洋	4 番	大橋 敏範
	5 番	倉下	きよみ	6 番	久保 正人
	7 番	笹塚	成之	9 番	長井 修
	10 番	佐藤	寛樹	11 番	山崎 常雄

4 欠席委員（0 人）

5 議事日程

第 1	議事録署名委員の指名	
第 2	会期の決定	
第 3	諸般の報告	
第 4	報告第 1 号	農地法第 3 条第 6 項の規定による農地利用状況報告の受理について
第 5	報告第 2 号	農地所有適格法人の要件確認について
第 6	報告第 3 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書（合意解約）について
第 7	報告第 4 号	農業経営改善計画の認定について
第 8	報告第 5 号	ニセコ町農業振興地域整備計画の変更に係る協議について
第 9	報告第 6 号	ニセコ町地域計画の策定に係る意見について
第 10	報告第 7 号	農業経営基盤強化促進法に基づく嘱託代位登記の完了について
第 11	報告第 8 号	農用地利用関係の調整結果について
第 12	議案第 1 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
第 13	議案第 2 号	農業経営改善計画の認定について
第 14	議案第 3 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
第 15	議案第 4 号	令和 7 年度の活動目標について
第 16	追加議案第 1 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6 傍聴人 なし

7 農業委員会事務局職員

事務局長	中川 博視	農地係長	佐藤 篤
------	-------	------	------

8 会議の概要

議 長

ただいまの出席委員は、１２名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和７年、第３回ニセコ町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第１、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第９条の規定により議長において、

４番 大橋 敏範 君、５番 倉下 きよみ 君を
指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の中川事務局長と佐藤係長を指名いたします。

日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

今総会の会期は、本日１日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日１日間と決定しました。

日程第３、諸般の報告をいたします。

令和７年、第２回総会以降の会長及び代理の動静について報告いたします。

その内容は別紙動静書のとおりであります。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第４、報告第１号「農地法第３条第６項の規定による農地利用状況報告
の受理について」の件

日程第５、報告第２号「農地所有適格法人の要件確認について」の件

日程第６、報告第３号「農地法第１８条第６項の規定による通知書(合意解約)
について」の件

日程第７、報告第４号「農業経営改善計画の認定について」の件

日程第８、報告第５号「ニセコ町農業振興地域整備計画の変更に係る協議につ
いて」の件

日程第９、報告第６号「ニセコ町地域計画の策定に係る意見について」の件

日程第１０、報告第７号「農業経営基盤強化促進法に基づく嘱託代位登記の完
了について」の件

日程第１１、報告第８号「農用地利用関係の調整結果について」の件

事務局

を議題といたします。

事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

【事務局 報告第1号の朗読と説明】

1件の報告がありました。

令和5年12月から令和15年11月の契約期間で解除条件付き賃貸借の、許可を受けた件について、報告書の提出がありましたので報告します。

約4.5ヘクタール借りており、牧草の作付けが行われ約5トンの生産で、反収約1.11トンとなっています。

図面を5ページに添付しております。

以上で、報告第1号の朗読と説明を終わります。

【事務局 報告第2号の朗読と説明】

1件の報告がありました。

法人形態、売上高、構成員要件、役員の従事要件など全ての要件を満たしております。

要件確認書は、7ページに添付しております。

以上で、報告第2号の朗読と説明を終わります。

【事務局 報告第3号の朗読と説明】

3件の報告がありました。

貸手、借手からなる通知者・地番・面積等についてはご覧のとおりです。

1番はこの後借手の変更が想定されております。

2番は貸手と借手の都合によるものです。

3番は借手と貸手が一部条件を変更して再設定が想定されています。

貸手、借手による合意解約に至ったもので、合意後即日農地返還となった事案のため、農地法第18条第1項第2号による許可の必要ありません。

対象地の図面は10ページから12ページに番号順に添付しております。

以上で、報告第3号の朗読と説明を終わります。

【事務局 報告第4号の朗読と説明】

農業経営改善計画に4件の協議があり、総会にかかる時間の余裕がなかった

ことから、会長専決処分といたしました。

4 件全て継続される申請です。

内容については適正であると認められるものでした。

詳細な計画内容について、計画書を 14 ページから 29 ページに番号順に添付しております。

以上で、報告第 4 号の朗読と説明を終わります。

【事務局 報告第 5 号の朗読と説明】

ニセコ町農業振興地域整備計画の 5 年毎の見直しに係る変更計画について、ニセコ町長から変更計画に対して意見を求められたものです。内容についてはニセコ町農業委員会として同意することに問題は無いものと判断しておりますが、回答するにあたり回答期限が 3 月 25 日と 3 月総会で審議する時間の余裕がなかったことから、会長専決といたしました。

意見を求められた農業振興地域整備計画（案）を 31 ページから 50 ページに添付しております。

以上で、報告第 5 号の朗読と説明を終わります。

【事務局 報告第 6 号の朗読と説明】

ニセコ町地域計画の策定に係る意見について、ニセコ町長から求められたもので、内容については前回総会后に開催された地域計画協議の場で提案された内容です。同意することについて問題は無いものと判断しておりますが、回答するにあたり回答期限が 3 月 14 日と 3 月総会で審議する時間の余裕がなかったことから、会長専決といたしました。

意見を求められた地域計画（案）は 52 ページから 58 ページに添付しております。

以上で、報告第 6 号の朗読と説明を終わります。

【事務局 報告第 7 号の朗読と説明】

昨年 10 月に利用調整委員会を開催し調整した案件で所有権移転の嘱託登記が完了したので報告いたします。

対象地の図面は 60 ページに添付しております。

以上で、報告第 7 号の朗読と説明を終わります。

【事務局 報告第8号の朗読と説明】

令和7年2月13日に申出を受けました。令和7年3月17日に農用地利用関係調整委員会を開催し利用調整を行いました。

金額はご覧のとおりで、支払期限は本年の11月30日までとなっています。

図面を62ページに添付しています。

以上で、報告第8号の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】 【発言ありの場合は指名する】

それでは、ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】 【発言ありの場合は指名する】

それでは、ただ今の報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】 【発言ありの場合は指名する】

それでは、ただ今の報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】 【発言ありの場合は指名する】

それでは、ただ今の報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】 【発言ありの場合は指名する】

それでは、ただ今の報告第6号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】 【発言ありの場合は指名する】

それでは、ただ今の報告第7号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】 【発言ありの場合は指名する】

それでは、ただ今の報告第8号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】 【発言ありの場合は指名する】

特に発言がないようですので、報告第1号から報告第8号を報告済とします。

日程第12、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

【事務局 議案第1号の朗読と説明】

事務局

1番及び2番は北海道新幹線のニセコトンネル工事にかかるヤードの設置に伴う転用許可申請案件ですが、ここは以前一時転用許可申請を許可した経過があり、それは平成29年11月総会で審議し、翌月22日に一時転用許可した案件でした。その後、新幹線工事の諸般の事情から当初の許可は、令和3年12月までの一時転用期間であったものを、令和3年の期間満了前に延長が申請され、令和3年12月の総会で3年間の延長を許可しました。延長申請の許可により一時転用の終期は令和6年12月となり、通算7年間の一時転用期間となりました。

ところで、令和6年夏期の農業委員会職員向けの研修会の中で、昨今一時転用の一時とする期間の解釈について会計検査院からの次のような指示があったことの説明がありました。

「一時転用とする許可の期間で、延長を繰り返すことによって永遠に一時転用とする許可は本来の一時転用とする期間の意味としてはよろしくない。7年とするのが妥当ではないか。」

というものだったそうです。ちなみに7年は、会計検査院が指摘した一時転用案件の一時転用期間が通算で10年だったそうで、検査当日は許可後7年目だったということです。

この案件については、昨年12月までに事業者からさらに延長申請の相談がありました。相談にあたっては、会計検査院からの指示の話を伝え、一時転用での許可はできない旨の説明と、永久転用とする旨を説明しております。

永久転用に切り替える場合、現地を確定させる必要があることから、転用箇所

の確定のため分筆登記を実施すること及び永久転用と一時転用の違いについて農地の所有者様にご承諾いただき、改めて5条による転用許可申請を提出いただくこととしたところ、申請の提出ありました。

農地法第5条の永久転用の許可に切り替えるに当たっては、一時転用の許可によって既にヤードは完成していることから、農地所有者の承諾と分筆登記の実施がポイントだったと考えます。

審議結果については、北海道農業会議へ意見聴取し、許可相当との意見が出された場合、会長専決により許可書の交付を行います。

調査書を65ページから68ページに、位置及び周辺農地の図面を69ページに、用地確定測量図を70ページに、位置平面図を71ページに、作業ヤード全体平面図を72ページに添付しています。

以上で、議案第1号の朗読と説明を終わります。

議 長 これより、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 番 ○番です。発言を求めます。

議 長 発言してください。

○ 番 一時転用についての今後の取扱いは、すべて今回のこの例となるのですか。農地に戻ることを想定した一時転用を農地に戻さない転用に切り替えるということでしょうか。

議 長 事務局は補足説明をしてください。

事務局 先にご説明のとおり、会計検査院の指摘によるものであることから覆ることは無いものと考えております。ただ、これまで北海道や農林水産省は、大切な農地を減らしてはいけない旨の施策や指導をしてきたことに背く方向に進んでいると言えるので、何らかの機会に真意を伺ってみたいと思っております。

職員向けの研修会では、永久転用に切り替えた場合でも、農地提供者と事業者の間で紳士協定のような約束によって、転用農地をまた農地に戻し耕作することを妨げてはいないので、一時転用のように農地に戻すことは可能であるとの見解を示していました。ただ一時転用のような担保は無くなります。

議 長 ○番、よろしいですか。

○ 番 了解しました。

議 長

他に質疑はありませんか。

【「質疑なし」の声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

議案第2号については、笹塚委員に関する案件が含まれていますので、議案第2号審議中、笹塚委員は議事に参加しないでください。

日程第13、議案第2号「農業経営改善計画の認定について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

【事務局 議案第2号の朗読と説明】

事務局

農業経営改善計画に4件の協議がありました。

4件とも認定農業者として継続するものです。

詳細な計画内容について、計画書を74ページから89ページに番号順に添付しております。

以上で、議案第2号の朗読と説明を終わります。

議 長

これより、議案第2号「農業経営改善計画の認定について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【「質疑なし」の声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第2号「農業経営改善計画の認定について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

議案第3号については、高橋委員と大野委員に関する案件が含まれていますので、議案第3号審議中、高橋委員と大野委員は議事に参加しないでください。

日程第14、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

【事務局 議案第3号の朗読と説明】

事務局

権利の移転が1件、36,906㎡です。

権利の設定が30件で、952,575㎡です。

うち、利用権の面積、期間、1反当り単価、年額賃料が従前の権利設定同様として継続する案件が番号3から12、14、19、20、23、24、26～28番の18件です。19番についてですが、従前契約期間中に農地所有者様のご逝去されましたが、相続人様がすべて継続した形での再設定となっております。

期間のみを変更し権利設定を継続する案件は15、22番の2件で、15番は2年間の期間を5年間に、22番は4年間の期間を5年に変更し継続することとなっております。

利用権設定面積を変更し継続する案件は番号2、13、21、25、31番の5件で、2番は単価を4,250円から8,000円に変更となっております。13、21、25番は、所在を示す地番も一部変更されています。更に25番は面積の変更とともに期間についても1年から3年間に変更されています。31番は面積の変更のため従前契約を合意解約しての再設定となっております。

新規に利用権を設定したものは番号16から18、29、30番の5件となっております。5件とも権利設定期間は5年間ですが、1反当りの単価は4,500円から12,000円となっております。

調査書を番号順に100ページから115ページに、図面を同じく番号順に116ページから146ページに添付しています。

以上で、議案第3号の朗読と説明を終わります。

議 長

これより、議案第３号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【「質疑なし」の声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第３号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

日程第１５、議案第４号「令和７年度の活動目標について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

【事務局 議案第４号の朗読と説明】

事務局

最適化活動の目標については、先月の協議会でお示ししたとおりです。

１０日間の活動をするということで目標としています。会合などでの日頃の会話の中での相談も活動実績になりますのでメモ等をとって事務局に報告お願いします。

毎年４月１日までに目標設定のため本総会での決定が必要です。

ご審議をお願いいたします。

令和７年度の目標を１４８ページから１５０ページに、令和６年度の目標との対照表を１５１ページから１５４ページに添付してしますのでご覧ください。

以上で、議案第４号の朗読と説明を終わります。

議 長

これより、議案第４号「令和７年度の活動目標について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【「質疑なし」の声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。
これより、議案第４号「令和７年度の活動目標について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

以上で、告示された議案は全部終了いたしました。

引き続き、お手許に配布しました追加議案の審議に入りたいと思います。
これに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、直ちに追加議案の審議に入ります。

日程第１６、追加議案第１号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

【事務局 追加議案第１号の朗読と説明】

事務局

権利の設定が４件で、８８，０９０㎡です。

４件全て利用権の面積、期間、１反当り単価、年額賃料が従前の権利設定同様として継続する案件となっています。

調査書を番号順に４ページに、図面を同じく番号順に５ページから８ページに添付しています。

以上で、追加議案第１号の朗読と説明を終わります。

議長

これより、追加議案第１号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件の質疑に入ります。
質疑はありませんか。

【「質疑なし」の声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。
本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、追加議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

以上で、議案は全部終了いたしました。

これをもって、令和7年3月27日、第3回ニセコ町農業委員会総会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

この議事録は、会議の経過を記載したものであり相違ないことを証するためここに署名する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

議 長 荒 木 隆 志

署名委員 議席 4 番 大 橋 敏 範

署名委員 議席 5 番 倉 下 きよみ